

避難指示区域の公共工事から発生する建設発生土の利用に関する当面の考え方について

平成25年10月30日

技術管理課

1 目的

避難指示解除準備区域内においては、住民帰還に向けたインフラ復旧工事等を本格的に実施することとしており、また帰還困難区域及び居住制限区域においても、市町村から復興に資するアクセス道路の復旧工事等を求められていることから、公共工事から発生する土砂等（以下「建設発生土」という。）の取扱いについて、当面の考え方を定めることにより復旧・復興の加速化を図る。

2 対象とする工事

土木部が発注する工事及び受託する営繕工事（以下「公共工事」という）。

3 対象とする地域

避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）
（以下「対象地域」という）。

4 対象とする物

対象地域の公共工事から発生する建設発生土

5 当面の考え方

避難指示区域内からの建設発生土については、再資源化された状態^{※1}での表面線量率（1cm）がバックグラウンド（周辺からの放射線）の影響をできる限り受けない状態の測定結果が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下である場合は、浜通り及び中通りの地域における道路や河川等の屋外での公共工事への再利用を可能とする。

ただし、測定結果が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、再利用先の市町村へ説明した上で、放射線量が発生した区域と同等又はより高い区域の道路や河川等の屋外での公共工事への再利用を可能とする。

なお、その他の疑義が生じた場合は主務課を通して技術管理課へ協議する。

6 細則

上記に定める事項のほか、必要に応じて基準の細則を定める。

※1 再資源化された状態とは、掘削後のルーズな状態とする。

避難指示区域の公共工事から発生する建設発生土の利用に関する当面の考え方について 細則

平成25年10月30日
技術管理課

1 測定機器

- (1) 測定機器は、原則として校正済みのシンチレーション式サーベイメータ（エネルギー補償型）とする。
- (2) 建設発生土の表面線量率（1 cm）を測定するため鉛遮へい体（鉛厚さが1 cm程度）を使用する。
- (3) 上記測定機器及び鉛遮へい体（以下「測定機器等」という。）については、必要に応じて県から貸出しする。

2 測定箇所及び頻度

- (1) 工事着手前の現地調査においては、50mピッチで空間線量率を測定する。延長及び幅が50mに満たない場合は両端の2点を測定する。
- (2) 工事着手後においては、再資源化された状態で、原則として1,000m³につき1回の頻度で表面線量率（遮へいした状態）を測定する。ここで、再資源化された状態とは、掘削後のルーズな状態で搬出できる状況をいう。

3 測定方法

- (1) 工事着手前の現地調査は県が行う。また、工事着手後の測定は事業者が行い、測定結果については監督員へ提出する。
- (2) 測定方法は、測定機器等を使用して、建設発生土から1 mの高さの空間線量率、建設発生土から1 cmの高さの表面線量率（遮へいした状態）を測定する。
- (3) 測定箇所は各部の1 m四方の空間線量を簡易的に測定した後、比較的高い数値を示した箇所において表土を除去し、遮へいした状態で表面線量率を測定する。バックグラウンドの線量率が高い地域において表面線量率が0.23 μ Sv/hを越える値が観測された場合は、空間線量率の低い建物内で再測定する。
- (4) 降雨時など建設発生土の表面が湿潤状態の場合は、適切な線量率を把握できないため、測定を行わない。
- (5) 県は、必要に応じて建設発生土の測定に立ち会う。

4 放射線管理

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）を遵守する。

5 適用開始

避難指示区域の公共工事から発生する建設発生土の利用に関する当面の考え方についての適用開始時期は、平成25年11月1日とする。